

1 環境騒音及び自動車騒音

(1) 騒音に係る環境基準について

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

○ 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては、40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

＜環境基準の評価＞

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 1 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 3 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 4 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z 8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

＜環境基準の地域としての評価＞

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- 1 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- 2 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対 象 市 町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿児島市 志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
鹿屋市 奄美市		
枕崎市 南九州市		
阿久根市 伊佐市		
出水市 始良市		
指宿市 さつま町		
西之表市 湧水町	B	都市計画法の用途地域のうち 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
垂水市 錦江町		
薩摩川内市 肝付町		
日置市 中種子町	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
曾於市 瀬戸内町		
霧島市 和泊町		
いちき串木野市 知名町		
南さつま市		

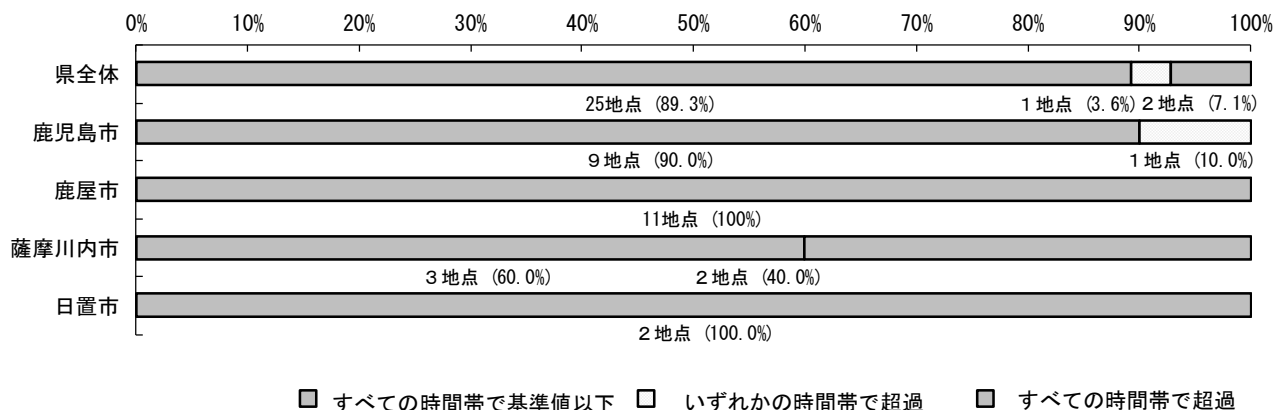
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

ウ 調査結果の概要

令和元年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

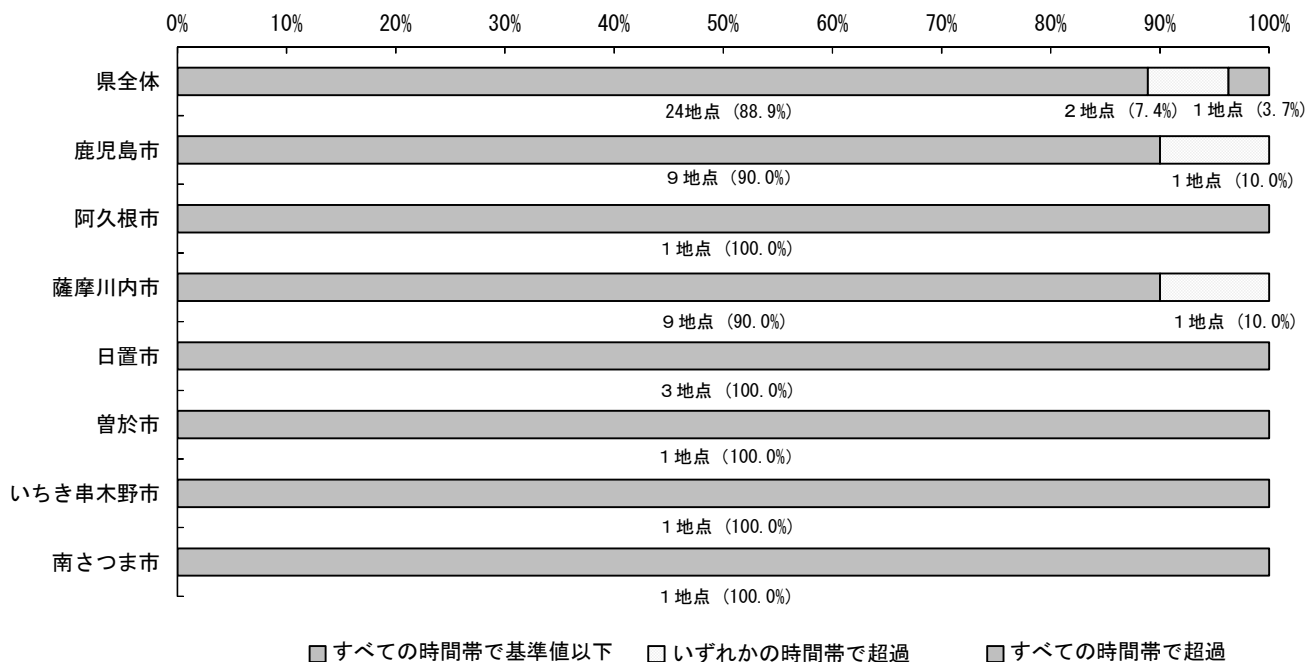
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（28地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は89.3%（25地点）、いずれかの時間帯のみで基準値を超過している地点は3.6%（1地点）、すべての時間帯で基準値を超過している地点は7.1%（2地点）であった。

(ア) 騒音に係る環境基準(一般地域)の調査結果概要



(注) 本図のデータは、令和元年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

(イ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、令和元年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

(ウ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<面的評価>概要

県が調査したさつま町ほか7町の計30区間（3,272戸）における環境基準(道路に面する地域)を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

エ 調査結果の詳細

(ア) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音調査結果(市実施)

単位：デシベル

市町村	番号	測定地点	用途地域 (注1)	環境基準 類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準		達成状況		
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜
鹿兒島市	1	大明丘3丁目	1低	A	R2.1.14	R2.1.15	48	39	55	45	○	○	○
	2	池之上町	2中	A	R2.1.14	R2.1.15	51	44	55	45	○	○	○
	3	原良7丁目	1低	A	R2.1.14	R2.1.15	47	36	55	45	○	○	○
	4	新屋敷町	近商	C	R2.1.14	R2.1.15	52	42	60	50	○	○	○
	5	武2丁目	1住	B	R2.1.14	R2.1.15	52	45	55	45	○	○	○
	6	上荒田町	1住	B	R2.1.14	R2.1.15	55	47	55	45	○	×	×
	7	錦江町	準工	C	R2.1.14	R2.1.15	55	49	60	50	○	○	○
	8	宇宿1丁目	1住	B	R2.1.14	R2.1.15	52	44	55	45	○	○	○
	9	三和町	2中	A	R2.1.14	R2.1.15	51	41	55	45	○	○	○
	10	坂之上7丁目	1低	A	R2.1.14	R2.1.15	47	37	55	45	○	○	○
鹿屋市	1	西原1丁目	1中	A	R元.11.19	R元.11.20	50	41	55	45	○	○	○
	2	打馬1丁目	1中	A	R元.11.20	R元.11.21	51	34	55	45	○	○	○
	3	札元1丁目	1低	A	R元.11.21	R元.11.22	52	43	55	45	○	○	○
	4	寿7丁目	1低	A	R元.11.25	R元.11.26	52	44	55	45	○	○	○
	5	吾平町麓	1中	A	R元.12.9	R元.12.10	47	35	55	45	○	○	○
	6	新栄町	1住	B	R元.11.26	R元.11.27	51	43	55	45	○	○	○
	7	白崎町	1住	B	R元.12.11	R元.12.12	50	40	55	45	○	○	○
	8	新川町	準住	B	R元.12.4	R元.12.5	52	42	55	45	○	○	○
	9	吾平町麓	1住	B	R元.12.5	R元.12.6	41	31	55	45	○	○	○
	10	共栄町	商	C	R元.12.3	R元.12.4	53	44	60	50	○	○	○
	11	吾平町麓	商	C	R元.12.10	R元.12.11	53	43	60	50	○	○	○
薩摩川内市	1	御陵下町	1中	A	R2.2.4	R2.2.5	58	48	55	45	×	×	×
	2	天辰町	2中	A	R2.2.4	R2.2.5	48	38	55	45	○	○	○
	3	中郷2丁目	準住	B	R2.1.9	R2.1.10	51	43	55	45	○	○	○
	4	上川内町	準工	C	R2.1.9	R2.1.10	54	43	60	50	○	○	○
	5	高城町	1住	B	R2.1.9	R2.1.10	59	50	55	45	×	×	×
日置市	1	伊集院町	1低	A	R元.11.21	R元.11.22	46	37	55	45	○	○	○
	2	伊集院町	1中	A	R元.11.21	R元.11.22	51	41	55	45	○	○	○

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

- 1低＝第一種低層住居専用地域、2低＝第二種低層住居専用地域、1中＝第一種中高層住居専用地域、
 2中＝第二種中高層住居専用地域、1住＝第一種住居地域、2住＝第二種住居地域、準住＝準住居地域、
 近商＝近隣商業地域、商＝商業地域、準工＝準工業地域、工＝工業地域

(イ) 道路に面する地域における調査結果<点的評価>(市実施)

単位：デシベル

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	九州縦貫自動車道鹿児島線	田上7丁目	下	○	4	1住	B	R2.2.3	R2.2.4	○	55	49	70	65
	2	鹿児島中央停車場線	加治屋町	上	○	6	商	C	R2.1.30	R2.1.31	○	67	64	70	65
	3	鹿児島蒲生線	大竜町	上	○	4	近商	C	R2.1.30	R2.1.31	○	67	60	70	65
	4	鹿児島蒲生線	本名町	下	○	2	外	—	R2.1.30	R2.1.31	○	73	65	70	65
	5	桜島港黒神線	桜島小池町	上	○	2	外	—	R2.1.30	R2.1.31	○	63	55	70	65
	6	永吉入佐鹿児島線	春山町	下	○	2	準住	B	R2.2.3	R2.2.4	○	68	60	70	65
	7	永吉入佐鹿児島線	田上2丁目	上	○	2	準住	B	R2.2.3	R2.2.4	○	66	61	70	65
	8	喜入停車場線	喜入町	上	○	2	外	—	R2.2.3	R2.2.4	○	63	55	70	65
	9	草牟田城山線	城山町	上	○	4	1住	B	R2.1.30	R2.1.31	○	69	62	70	65
	10	高麗本通線	鴨池1丁目	下	○	4	準住	B	R2.2.3	R2.2.4	○	69	64	70	65
阿久根市	県道365線 脇本赤瀬川線	脇本	下		2	未	—	R2.2.13	R2.2.14		64	54	70	65	
薩摩川内市	1	県道44号	五代町	上	○	2	1低	A	R2.2.5	R2.2.6	○	64	56	70	65
	2	県道394号	平佐町	上	○	2	2中	A	R2.2.5	R2.2.6	○	65	56	70	65
	3	一般国道267号	中郷二丁目	上	○	2	準住	B	R元.12.17	R元.12.18	○	67	58	70	65
	4	一般国道3号	西向田町	上	○	4	商	C	R元.12.17	R元.12.18	○	70	62	70	65
	5	県道43号	神田町	下	○	2	近商	C	R2.2.27	R2.2.28	○	64	57	70	65
	6	県道341号	高城町	上	○	2	工	—	R2.2.5	R2.2.6	○	64	58	70	65
	7	一般国道3号	上川内町	下	○	2	準工	C	R元.12.17	R元.12.18	○	71	62	70	65
	8	一般国道328号	入来町副田	下	○	2	準住	B	R2.2.27	R2.2.28	○	63	58	70	65
	9	県道320号	川永野町	上	○	2	未	—	R元.10.17	R元.10.18	○	67	59	70	65
	10	一般国道3号	尾白江町	上	○	4	未	—	R元.10.17	R元.10.18	○	70	61	70	65
日置市	1	市道くすの木通り線	伊集院町妙円寺			2	第2中	A	R元.11.21	R元.11.22	○	56	44	70	65
	2	県道鹿児島東市来線	伊集院町郡		○	2	第1住	B	R元.11.21	R元.11.22	○	64	55	70	65
	3	県道鹿児島東市来線	伊集院町下谷口		○	2	準住	—	R元.11.21	R元.11.22	○	67	59	70	65
曾於市	一般国道10号	末吉町深川	上	○	2	未	B	R2.1.21	R2.1.22	○	71	67	70	65	
いちき串木野市	一般国道270号線	大里	上	○	2	1住	B	R元.12.18	R元.12.18	○	61	54	70	65	
南さつま市	鹿児島加世田線	加世田高橋	下	○	2	1住	B	R元.11.14	R元.11.15	○	66	56	70	65	

(注1) 道路の上り、下りのどちら側で測定したか

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第一種低層住居専用地域、2低：第二種低層住居専用地域、1中：第一種中高層住居専用地域、

2中：第二種中高層住居専用地域、1住：第一種住居地域、2住：第二種住居地域、準住：準住居地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：用途地域内の未指定地域、外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行っていれば「○」、それ以外は空欄

(ウ) 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価>(県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)						
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	793	98.5%	98.5%	98.5%	278	95.7%	95.7%	95.7%	515	100.0%	100.0%	100.0%
		一般国道	281.4	206	27,278	88.6%	89.4%	89.9%	11,640	77.2%	78.5%	79.2%	15,638	97.1%	97.5%	97.8%
	県道	391.5	270	33,874	94.0%	94.3%	96.5%	14,549	90.9%	91.6%	93.8%	19,308	96.3%	96.4%	98.6%	
					31,833	31,944	32,701	13,231	13,329	13,654	18,602	18,615	19,047			
	4車線以上の市町村道	20.6	21	14,836	97.5%	97.8%	98.7%	7,318	95.2%	95.9%	97.6%	7,518	99.7%	99.7%	99.8%	
合計	712.2	509	76,781	92.8%	93.3%	94.6%	33,785	87.2%	88.1%	89.6%	42,979	97.3%	97.4%	98.6%		
				71,255	71,624	72,642		29,449	29,752	30,284		41,806	41,872	42,358		
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	70.7	25	2,286	100.0%	100.0%	100.0%	926	100.0%	100.0%	100.0%	1,360	100.0%	100.0%	100.0%
		県道	24.6	5	986	100.0%	100.0%	100.0%	420	100.0%	100.0%	100.0%	566	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	95.3	30	3,272	100.0%	100.0%	100.0%	1,346	100.0%	100.0%	100.0%	1,926	100.0%	100.0%	100.0%	
					3,272	3,272	3,272		1,346	1,346	1,346		1,926	1,926	1,926	
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	793	98.5%	98.5%	98.5%	278	95.7%	95.7%	95.7%	515	100.0%	100.0%	100.0%
		一般国道	101.8	87	15,963	81.6%	82.7%	83.2%	7,369	65.8%	67.4%	67.9%	8,594	95.3%	95.7%	96.3%
	県道	270.1	195	27,838	93.2%	93.6%	95.9%	12,042	90.0%	90.8%	92.7%	15,796	95.7%	95.8%	98.4%	
					25,955	26,061	26,701	10,839	10,932	11,163	15,116	15,129	15,538			
	4車線以上の市町村道	20.6	21	14,836	97.5%	97.8%	98.7%	7,318	95.2%	95.9%	97.6%	7,518	99.7%	99.7%	99.8%	
合計	411.2	315	59,430	91.3%	91.8%	93.2%	27,007	84.9%	85.8%	87.3%	32,423	96.6%	96.7%	98.2%		
				54,235	54,553	55,409		22,921	23,184	23,578		31,314	31,369	31,831		
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
		合計	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
					580	583	580		135	135	135		445	448	445	
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	379	100.0%	100.0%	100.0%	127	100.0%	100.0%	100.0%	252	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	2.0	2	379	100.0%	100.0%	100.0%	127	100.0%	100.0%	100.0%	252	100.0%	100.0%	100.0%
					379	379	379		127	127	127		252	252	252	
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	423	96.0%	99.1%	96.0%	148	88.5%	97.3%	88.5%	275	100.0%	100.0%	100.0%
		県道	20.8	8	923	100.0%	100.0%	100.0%	440	100.0%	100.0%	100.0%	483	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	32.1	13	1,346	98.7%	99.7%	98.7%	588	97.1%	99.3%	97.1%	758	100.0%	100.0%	100.0%	
					1,329	1,342	1,329		571	584	571		758	758	758	
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	9.5	6	697	97.6%	99.1%	97.6%	270	94.8%	98.9%	94.8%	427	99.3%	99.3%	99.3%
		県道	3.7	5	255	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	156	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	13.2	11	952	98.2%	99.4%	98.2%	369	96.2%	99.2%	96.2%	583	99.5%	99.5%	99.5%	
					935	946	935		355	366	355		580	580	580	
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
					263	263	278		86	86	101		177	177	177	
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	348	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	194	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.9	1	348	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	194	100.0%	100.0%	100.0%
					348	348	348		154	154	154		194	194	194	
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%
					168	168	168		65	65	65		103	103	103	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)				
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	209	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	110	100.0%	100.0%	100.0%
					209	209	209	99	99	99	110	110	110			
	合計	1.7	4	209	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	110	100.0%	100.0%	100.0%	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	23.2	21	1,072	98.2%	99.3%	98.3%	459	98.5%	99.8%	98.7%	613	98.0%	98.9%	98.0%
					1,053	1,064	1,054	452	458	453	601	606	601			
		県道	5.9	9	724	80.5%	80.5%	97.4%	256	61.3%	61.3%	100.0%	451	94.5%	94.5%	99.6%
					583	583	705	157	157	256	426	426	449			
	合計	29.1	30	1,796	91.1%	91.7%	97.9%	715	85.2%	86.0%	99.2%	1,064	96.5%	97.0%	98.7%	
曾於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.4	11	546	96.5%	97.4%	96.5%	189	89.9%	92.6%	89.9%	357	100.0%	100.0%	100.0%
					527	532	527	170	175	170	357	357	357			
		県道	29.3	20	781	98.0%	98.6%	98.0%	351	95.4%	96.9%	95.4%	430	100.0%	100.0%	100.0%
					765	770	765	335	340	335	430	430	430			
	合計	45.7	31	1,327	97.4%	98.1%	97.4%	540	93.5%	95.4%	93.5%	787	100.0%	100.0%	100.0%	
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
					580	583	580	135	135	135	445	448	445			
	合計	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%	
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.6	15	1,155	93.4%	93.4%	99.9%	390	83.8%	83.8%	100.0%	765	98.3%	98.3%	99.9%
					1,079	1,079	1,154	327	327	390	752	752	764			
		県道	13.3	12	554	100.0%	100.0%	100.0%	238	100.0%	100.0%	100.0%	316	100.0%	100.0%	100.0%
					554	554	554	238	238	238	316	316	316			
	合計	30.9	27	1,709	95.6%	95.6%	99.9%	628	90.0%	90.0%	100.0%	1,081	98.8%	98.8%	99.9%	
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	9.0	9	791	100.0%	100.0%	100.0%	327	100.0%	100.0%	100.0%	464	100.0%	100.0%	100.0%
					791	791	791	327	327	327	464	464	464			
		県道	11.5	4	543	100.0%	100.0%	100.0%	208	100.0%	100.0%	100.0%	335	100.0%	100.0%	100.0%
					543	543	543	208	208	208	335	335	335			
	合計	20.5	13	1,334	100.0%	100.0%	100.0%	535	100.0%	100.0%	100.0%	799	100.0%	100.0%	100.0%	
志布志市	道路種類別の内訳	県道	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%
					269	269	269	72	72	72	197	197	197			
	合計	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%	
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	100.0%	100.0%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	100.0%	100.0%	100.0%
					1,421	1,421	1,421	582	582	582	839	839	839			
		県道	0.4	1	413	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%	235	100.0%	100.0%	100.0%
					413	413	413	178	178	178	235	235	235			
	合計	3.1	3	1,834	100.0%	100.0%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	100.0%	100.0%	100.0%	
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	77	100.0%	100.0%	100.0%	134	100.0%	100.0%	100.0%
					211	211	211	77	77	77	134	134	134			
		県道	0.5	1	101	100.0%	100.0%	100.0%	42	100.0%	100.0%	100.0%	59	100.0%	100.0%	100.0%
					101	101	101	42	42	42	59	59	59			
	合計	2.7	5	312	100.0%	100.0%	100.0%	119	100.0%	100.0%	100.0%	193	100.0%	100.0%	100.0%	
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	1.3	1	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	100.0%	100.0%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
					329	329	329	152	152	152	177	177	177			
	合計	1.3	1	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	100.0%	100.0%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%	
始良市	道路種類別の内訳	県道	7.8	6	318	100.0%	100.0%	100.0%	138	100.0%	100.0%	100.0%	180	100.0%	100.0%	100.0%
					318	318	318	138	138	138	180	180	180			
	合計	7.8	6	318	100.0%	100.0%	100.0%	138	100.0%	100.0%	100.0%	180	100.0%	100.0%	100.0%	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、おおむね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指定地域
a区域	専ら住居の用に供される区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b区域	主として住居の用に供される区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域